

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成16年3月3日(水)

	頁
1 周産期医療ネットワークの整備について	1
2 新たな小児慢性特定疾患対策について	1
3 乳幼児発達相談指導事業について	2
4 新生児聴覚検査事業について	2

(参考資料)

資料 周産期医療ネットワーク（周産期医療対策費）	3
--------------------------------	---

雇用均等・児童家庭局母子保健課

母子保健対策の推進について

1 周産期医療ネットワークの整備について

妊産婦死亡、周産期死亡等のさらなる改善により安心して出産できる体制を整備するため、新エンゼルプランにおいて、総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワーク（システム）の整備を計画的に進めているところである。

平成14年度における実績が人口規模の大きい都府県を中心に20都府県にとどまっていることから、昨年4月、人口規模の小さい県については、ネットワークの中核となる総合周産期母子医療センターの設置基準の緩和等を行ったところである。平成16年度が新エンゼルプランの最終年次となっており、医療施設整備主管課との連携を図り、計画的な整備について、なお一層の御配慮を願いたい。

また、地域医療計画の改訂に際しては、周産期医療について計画に盛り込むとともに、平成16年度までに原則として各県に1カ所の総合周産期母子医療センターを整備し、これを中心とした地域周産期母子医療センター及び一般産科との母体及び新生児の搬送体制をはじめとする連携体制の整備をお願いする。

更に、周産期医療ネットワークの整備については、一昨年末（平成14年12月24日）決定された障害者基本計画に沿った重点施策実施5か年計画（平成14年12月24日）においても整備を図ることとされているのでご留意願いたい。

2 新たな小児慢性特定疾患対策について

小児慢性特定疾患治療研究事業の見直しについては、そのあり方について、専門家や患者代表等による検討会を設置して御議論をいただき、将来にわたり安定的な制度として確立していくことを求める報告書（14年6月）が取りまとめられ、厚生労働省においても同報告の趣旨を踏まえ検討を進めていたところである。

一方、与党においても、平成15年7月25日、次世代育成支援の観点から、小児慢性特定疾患をもつ患者に対する安定的な制度として法整備を含めた制度の改善・重点化を行うべきとの基本方針について合意されるとともに、11月19日の与党合意において「少子化対策の施策」の一環として「新たな小児慢性特定疾患対策の確立」を図ることとされたところである。

厚生労働省としては、これらの与党合意を踏まえ、平成16年度予算案において、所要の拡充を図ったところである。

また、児童福祉法を改正し、本事業の実施の根拠を法定化することとしており、法案の成立を待って、10月を目途に実施の予定である。

さらに、これらの制度の拡充と併せて日常生活用具の給付などの福祉サービスを実施することとしている。

具体的な制度見直しの主な内容は次のとおりである。

- ア 重症者に重点化を図るとともに、対象疾患群を10疾患群から11疾患群に拡充
- イ 入通院にかかわらず対象
- ウ 新規認定は18歳未満までとするが、18歳到達後もなお改善の傾向が見られない場合、疾患にかかわらず20歳未満まで対象
- エ 低所得者層に配慮しつつ、無理のない範囲の自己負担を導入

(参考)

平成16年度予算案

小児慢性特定疾患治療研究事業	12,741百万円
療育指導事業の拡充及び日常生活用具給付事業	82百万円

3 乳幼児発達相談指導事業について

乳幼児発達相談指導事業は、平成8年度より実施されてきたところであるが、諸般の事情により平成16年度から本事業についての国庫補助ができない状況である。

なお、事業内容の一部については、育児支援家庭訪問事業に統合し、市町村事業として実施することとしたのでご理解願いたい。

なお、乳幼児期における発達相談・支援の重要性は従前のおりであり、各自治体においての特段のご配慮をお願いしたい。

4 新生児聴覚検査事業について

聴覚障害を早期に発見し、早期支援を行う観点から、新生児聴覚検査事業を平成12年度から試行的に実施しているところである。この事業の実施にあたっては、いたずらに保護者に不安を与えないための相談体制や療育体制の整備等が不可欠であり、検査を行う医療機関、保健所、児童相談所、難聴幼児通園施設、ろう学校などの関係機関等が密接に連携して事業に取り組まれない。

(資料)

周産期医療ネットワーク（周産期医療対策費）

1. 趣旨

近年の少子少産化傾向において、緊急医療を必要とする未熟児等に対応するため、都道府県において妊婦及び新生児に対する周産期医療についての体制の整備を図るものである。

2. 事業内容

- (1) 周産期医療協議会の設置
- (2) 情報ネットワークの整備事業
- (3) 専門家の養成研修事業
- (4) 搬送システム等の調査研究事業

3. 周産期医療体制図

